

業務委託一般仕様書

(目的)

第1条 本仕様書は、海陽町「海陽町ポンプ場（4箇所）保守点検業務」の適正を期するため、必要な事項を記するものである。

(業務の概要)

第2条 業務の概要を下記に示す。

- (1) 保守点検業務（2回／年）予定期間としては夏（7月～8月）と冬（1月～2月）とする。
 - ・機器の正常な運転を確保するために行う定期点検（機器の給脂等を含む）
 - ・計器値の記録、報告書の作成
 - ・単純清掃作業等
- (2) 異常時における対応業務（適時）
 - ・緊急異常時における対応
 - ・異常に対して行う臨時点検、簡易故障修理

(費用の負担)

第3条 業務委託に要する器材、消耗品の内、下記に定める以外については、すべて委託者の負担とする。

- (1) 点検に要する点検用一般器材。
- (2) 巡回に要する車両の経費。

※但し、施設維持に必要な交換部品、消耗品(オイル・グリス等)は協議の上別途支給。

(担当職員、業務総括責任者)

第4条 委託者は、この業務について担当職員を定めるものとする。

- 2 担当職員は、受託者が業務を円滑に履行するために指導監督を行うものとする。
 - 3 受託者は、業務総括責任者を選任後、業務総括責任者選任届を提出するものとする。
 - 4 業務総括責任者は、現場の責任者として従業員の指導監督を適切に行い、従業員の質の向上に努めると共に業務内容を把握しておかなければならない。
- また、日常の業務の履行にあたっては、担当職員と連絡、調整を行うものとする。

(届出書類)

第5条 受託者は、委託業務の着手及び完了にあたり、契約条項に定めるものの他、下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 点検報告書（各施設ごとに内容が違うため委託者と受託者が協議の上、決定することとする。）
 - ※なお、報告は夏冬の点検終了時に報告書にて報告
- (3) 点検実施状況写真
- (4) 完了報告書

(事故の防止)

第6条 受託者は、業務中に事故が発生したときは、応急措置を講じ、内容を直ちに委託者に連絡し、その指示を受けなければならない。